

四万十町人事行政の運営等の状況を公表

「四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、四万十町における令和5年度人事行政の運営等の状況を公表します。

■ 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------|---|
| | | 5年 | 6年 | | |
| 一般行政部門 | 議会 | 3 | 3 | 0 | |
| | 総務 | 34 | 37 | 3 | ・職員採用による増(1) ・職員派遣による増(2) |
| | 企画 | 17 | 14 | ▲3 | ・文化的施設整備推進室の廃止(▲3) |
| | 住民 | 17 | 16 | ▲1 | ・事務配分の見直し(▲1) |
| | 税務 | 14 | 13 | ▲1 | ・事務配分の見直し(▲1) |
| | 民生 | 58 (12) | 60 (11) | 2 (▲1) | ・職員の退職不補充(▲1) ・事務配分の見直し(3) |
| | 衛生 | 22 | 20 | ▲2 | ・新型コロナウイルスワクチン接種推進係の廃止(▲1) ・事務配分の見直し(▲1) |
| | 農林水産 | 23 | 23 | 0 | |
| | 商工 | 18 | 17 | ▲1 | ・事務配分の見直し(▲1) |
| | 土木 | 16 | 17 | 1 | ・組織の体制整備に伴う増(1) |
| | 小計 | 222 (12) | 220 (11) | ▲2 (▲1) | |
| 部門行政特別 | 教育 | 28 (3) | 26 (2) | ▲2 (▲1) | ・職員の退職不補充(▲1) ・事務配分の見直し(▲1) |
| 公営企業等 | 病院 | 29 (4) | 28 (3) | ▲1 (▲1) | ・職員の退職不補充(▲2) ・理学療法士の採用による増(1) |
| | 水道 | 5 | 4 | ▲1 | ・公営企業会計へ移行に伴う減(▲1) |
| | 下水道 | 0 | 1 | 1 | ・公営企業会計へ移行に伴う増(1) |
| | その他 | 70 (9) | 67 (10) | ▲3 (1) | ・職員の退職不補充(▲3) |
| | 小計 | 104 (13) | 100 (13) | ▲4 (0) | |
| 合計 | 354 (28) | 346 (26) | ▲8 (▲2) | | |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的に任用された職員および非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く)を除き、下線については法第22条の2第1項第2号(フルタイムの会計年度任用職員)に掲げる職員数です(以下同じ)。

(2) 任用・退職の状況

| 任用 | 事務職 | 図書館司書 | 保育士 | 保育所調理師 | 医師 | 看護師 | 理学療法士 | 計 |
|----|------|-------|------|--------|----------------------|-----|-------|----|
| | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 退職 | 普通退職 | | 定年退職 | | その他 (再任用任期満了による者) | | 計 | |
| | 19 | | 0 | | 2 | | 21 | |

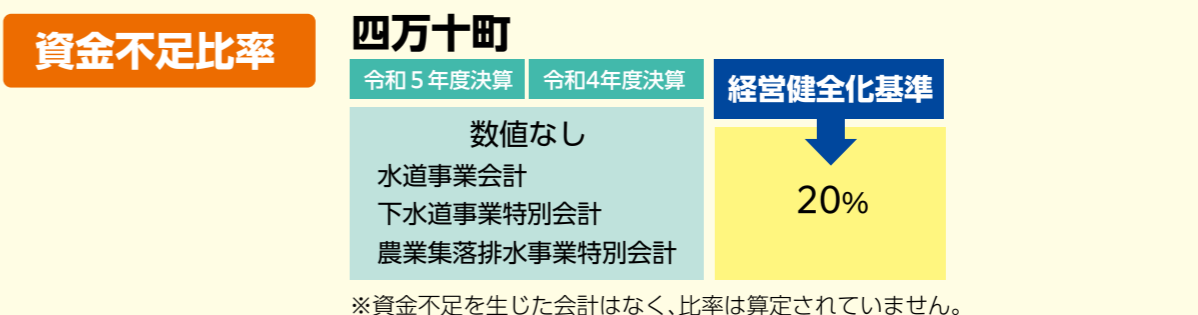
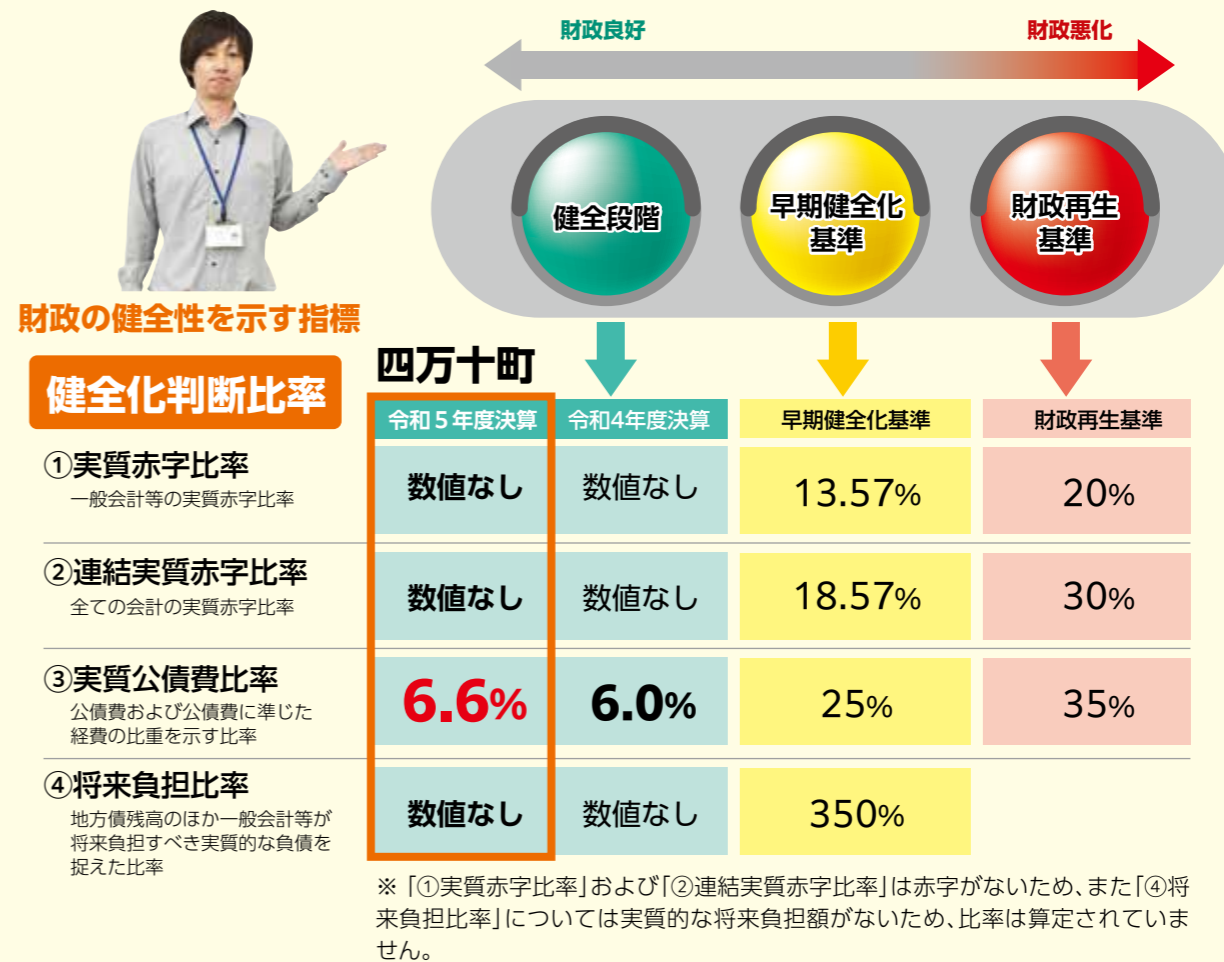
財政健全化法に基づく健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和5年度決算に基づく「健全化判断比率」ならびに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率(4指標)」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化(経営健全化)基準」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。

今後も四万十町総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※ 下表の早期健全化(経営健全化)基準および財政再生基準は、いずれも令和5年度決算に対する基準を表示しています。
※ 各指標の算定資料の書類などは、総務課(財政班)に備えています。



基準の説明

早期健全化基準
健全化判断比率(①から④の比率)のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

財政再生基準
健全化判断比率(①から④の比率)のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生が求められます。

経営健全化基準
資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。